

名古屋市告示第343号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 7年 6月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ケアエク ステンド 愛知県名古屋市中 川区野田一丁目 534番地	障害者相談支援セ ンターけやき 愛知県名古屋市中 川区野田一丁目 534番地	一般相談支援 特定相談支援	2331300273	令和 7年 5月 1日
		障害児相談支 援	2371300274	令和 7年 5月 1日
株式会社NVR 愛知県名古屋市西 区中小田井三丁目 143番地	相談支援事業所 添い 愛知県名古屋市北 区稚児宮通 1丁目 51番地	一般相談支援 特定相談支援	2337300244	令和 7年 5月 1日
		障害児相談支 援	2377300252	令和 7年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課